

<別紙> 休車・減車・増車した場合の取扱い

	令和5年6月1日	15日	令和5年6月30日	補助対象の適用（6月）
例1 月の途中の休車の場合				
①				5割以上の日数が 使用できる状態 ⇒○
②				5割以上の日数が 使用できる状態 ⇒○
③				使用できる日数が 月の5割未満 ⇒×
④				5割以上の日数が 使用できる状態 ⇒○
例2 月の途中の増車の場合				
①				5割以上の日数が 使用できる状態 ⇒○
②				使用できる日数が 月の5割未満 ⇒×
例3 月の途中の減車の場合				
①				5割以上の日数が 使用できる状態 ⇒○
②				使用できる日数が 月の5割未満 ⇒×
<p>——— 通常期 - - - - - 休車で車両が使用できない状態</p>				

※月の5割以上 31日の月：16日以上稼働 30日の月：15日以上稼働 28日の月：14日以上稼働